

對の道具・中道具をいふ。對の道具・中道具は裝飾用の鎧で、前者は持鎧よりも長く、後者は持鎧よりも短い。中道具には薙刀を以て之に代へることもある。それより稍身分が低い家老の如きは立傘を省いて六つ道具にした。享和二年八月廿五日前田齊廣が入國した時の記事に『御供年寄衆長甲斐守、御家老前田織江、人持組横濱善左衛門・成瀬監物。甲斐守は七つ道具、織江は六つ道具、横濱・成瀬は囊笠折物無之候。』とある。折物は七つ道具以外である。

ナナツヤ 七ツ屋 河北郡利屋町の内の小字。

ナナテ 七手 加賀藩臣中の門閥八家のうち七人は、貞享以降人持組の士を七隊に別つて、各その一隊の部將に任ぜられる制となつた。故に世に八家を稱して七手といふ者もあつたが、八家は年寄の職に任ぜられるものゝ家數であり、七手は人持の組數であるから、全く意義が異なつてゐる。

ナナテガシラ 七手頭 ↓トシヨリシユウ年寄衆。

ナナマガリ 七曲 石川郡湯涌郷に屬する部落。郷村名義抄に、この村領に板坂と稱する七曲の坂路あるによつて邑名となつたとある。

ナナマガリ 七曲 ナナマ 珠洲郡馬繰のうち仲平山から、古藏又は鈴内に出る山路。

ナナマガリザカ 七曲坂 鹿島郡石動山中に在る。天正六年長連龍が七尾を逃れ、石動山阿彌陀院に留つた時、追兵七曲坂に至つたから、越中水見に赴いたとある。

ナナヤジ 七家地 鳳至郡里の内の小字。

ナナヲ 七尾 畠山氏の據つた鹿島郡矢田郷の城下にあつた市街をいひ、後の七尾に對して本七尾といふこともある。

ナナヲ 七尾 鹿島郡の首邑である。天正九年前田利家の能登に封ぜられた時、城を小丸山に築いて能奥内浦の咽喉を扼し、府中・所、口を包括した新市街を開き、畠山氏の舊城名を取つて之を七尾と稱したに起る。十一年利家は金澤に移つて前田安勝をこゝに置き、文祿二年には前田利政を封じ、慶長五年前田利長の領有に歸した。後元祿十五年十二月二日前田綱紀は所、口町と公稱せしめたが、爾後に在つても七尾の舊名を依然混用してゐたから、明治八年三月二日石川縣は七尾町と稱せしめることに定めた。能登名跡志に『此所口は一國の府にして、諸商賣の問屋等あり。家數六千軒と云へども四千軒計あり。町奉行支配にて一方在住。御盃奉行一方在住、是は口郡破船奉行兼帶なり。小代官六人、町付足輕十人、山廻り役四人是は宇出津山奉行の支配也。町年寄六人、惣肝煎兩人、銀座一人、共外諸役人多し。古き町人あり。中にも水見屋何某は、一子淨(性)寂坊と云者利家公石動山御攻の時一命をすてし者にて、今屋敷千歩・田三段頂戴罷在。共外酒見・富田などゝて古き町人あり。又府中町は利政公の御城下にて、是にも湊屋佐藤左衛門とて古き者あり。當處名物多し。中にも羽衣とて酒の名物也。清水米・豆餠・共外魚鳥産物に便よき國府也。利政公の御城跡は小丸山と云ふにあり。御收納藏奉行御貸家等は大馬出と云ふにあり。御預所陣屋は登落と云ふにあり。又寺庵多し。禪宗九ヶ寺・眞言宗三ヶ寺・淨土宗四ヶ寺・日蓮宗十

三ヶ寺・一向宗十五ヶ寺あり。何も畠山城下にありて、由來寶物等あり。』とある。明治五年の七尾の町名には、白銀町・阿良町・常盤町・米町・三島町・木町・府中町・湊町・鍛冶町・川原町・今町・塗師町・相生町・大手町・作事町・檜物町・橋町・生駒町・龜山町・松本町・一本杉町・魚町・富岡町があつた。

ナナヲケンカンシヨ 七尾軍艦所 文久二年二月加賀藩は七尾港を以て藩有軍艦の礎繋所とし、軍艦所を設けて所要の物品を藏置し、艦船の修覆を掌らしめた。之を七尾軍艦所と稱したが、敷地は主として矢田・萬行二村に跨る宇出崎に在つた。地域約二萬坪。明治四年七月軍艦所を廢し、次いで圓中孫平等の經營する所となり、船舶器械の工作を行ひ、以て明治六年海軍省が之を鹿兒島に移轉した時に及んだ。

ナナヲケン 七尾縣 ↓ケンセイ 縣制。

ナナヲコウ 七尾港 鹿島郡に屬する。七尾港は古への香島津であり、附近の古府又は府中が王朝置廳の所であつた爲、この海岸から物資を吞吐するやうになつたものであらう。守護畠山氏の時代にも、今の古城又は古屋敷といはれる部落に市街があつたのであらうから、依然この海港は廢れなかつたらしい。

前田利家が小丸山に築城し、已に存在した部落を直に城下町に利用するに至つて、七尾港の繁榮の益加つたこと言ふまでもない。海面は大杉崎と矢田新出崎とによつて抱かれ、前に能登島を控へて、波穩に水深い良港である。明治三十二年開港場となり、昭和二年第二種重要港灣に指定せられた。

ナナヲゴガクシヨ 七尾語學所 明治二年八月加賀藩は米國人オースボンを聘したが、彼をして城下に居住するを避けしめ、能登の七尾軍艦所に壯猶館内の英學所の分校を設置し、七尾語學所と名づけ、優等生三十餘名を派遣してその教授を受けしめた。後に工學博士平井晴二郎・海軍大將瓜生外吉・理學博士櫻井錠二・工學博士石黒五十二・理學博士藥學博士高峰讓吉等皆こゝに學んだものである。七尾語學所は同三年致遠館に合併せられた。

ナナヲジヨウ 七尾城 鹿島郡矢田郷の城山に在つて、畠山氏の據る所であつたが、その構築の年紀を明らかにせぬ。越登賀三州志にそれを應永の頃とも永享の頃とも記してゐるのはその據を知らぬが、萬一の際の防備に供する爲相當早期に計畫せられたのであらうが、初より常住の所として居たのは府中で、義元の末年又は義總の初年から城内に移り住むに至つたのではないかと考へられる。その故は、景徐周麟の翰林胡蘆文集所載大寧寺殿七周忌法語に『鹿島郡八田郷府中居住大功德主左衛門慶致。文龜三年龍集癸亥秋八月二十日。伏値先考大寧寺前左金吾大彦孫公大禪定門七回忌之辰云々。』とあつて、慶致即ち義元は府中に住してゐたことは確實である。然るに冷泉爲和集を見ると、大永六年五月廿一日能州七尾城畠山左衛門佐亭にて當座云々、又同年七月廿三日に、彼城にて入道(冷泉爲廣)身まかり給ひければ云々とあつて、この左衛門佐は義總であり、既に七尾城に居たことがわかる。更に東福寺彭叔の猶如昨夢に載せられる獨樂亭記によると、『玆顧七尾之有絶境。懷太守之惠。而移家於山下者。千門萬戶。與城府相連。殆一里程餘。吳綬蜀錦。